各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱

（令和８年３月２６日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、地産地消を推進する取組について広報を行うことにより地場産品の生産及び消費を拡大し、もって農業の振興を図るため、市において実施するぎふ地産地消推進の店認定事業（以下「認定事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）推進地域　各務原市、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町及び本巣郡北方町の区域をいう。

（２）ぎふ地域　推進地域及び関市の区域をいう。

（３）地場産品　次のアからオまでに掲げる生産物の区分に応じ、当該アからオまでに定めるものの総称をいう。

ア　農産物　次のいずれかに該当する農産物

（ア）ぎふ地域で生産され、又は収穫される農産物

（イ）推進地域に在住する農業者が、ぎふ地域以外の地域で生産し、又は収穫する農産物

イ　水産物　木曽川若しくは長良川（これらの支流を含む。）又はぎふ地域で水揚げされる水産物

ウ　畜産物　次のいずれかに該当する畜産物

（ア）ぎふ地域で飼育される畜産物

（イ）推進地域に在住する農業者が、ぎふ地域以外の地域で飼育する畜産物

エ　野生鳥獣の食肉　ぎふ地域で捕獲され、ぎふジビエ衛生ガイドライン（平成２５年１１月岐阜県作成）に従って処理された野生鳥獣の食肉

オ　加工食品　アからエまでのいずれかに該当する地場産品を主たる原材料とする加工食品

（４）店舗等　小売店、直売所、飲食店、宿泊施設又は食品加工所をいう。

（認定事業の内容）

第３条　認定事業の内容は、地場産品を積極的に取り扱う市内の店舗等をぎふ地産地

消推進の店（以下「推進の店」という。）として認定し、及び地産地消の推進の広報を行うものとし、推進の店として認定を受けた店舗等にあっては当該店舗等で提供する飲食物に地場産品を使用していることについて広報を行うものとする。

（認定の基準）

第４条　推進の店は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、別表に定める認定の基準を満たすものとする。

（１）認定事業の趣旨に賛同し、積極的に地場産品を活用し、地産地消の推進のＰＲをする意思があること。

（２）推進地域の市町が実施する地産地消に関する事業に積極的に協力すること。

（３）推進地域の市町のホームページ及び広報紙において推進の店として紹介されることを承諾していること。

（４）日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他関係法令を遵守していること。

（５）各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２２年７月２３日決裁）第３条に規定する暴排措置対象法人等に該当しないこと。

（認定申請）

第５条　推進の店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふ地産地消推進の店認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）小売店にあっては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（小売店用）（様式第２号）

（２）直売所にあっては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（直売所用）（様式第３号）

（３）飲食店及び宿泊施設にあっては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（飲食店・宿泊施設用）（様式第４号）

（４）食品加工所にあっては、ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（食品加工所用）（様式第５号）

（認定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、推進の店の認定の可否を決定し、その結果をぎふ地産地消推進の店認定結果通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、推進の店の認定を受けた者に対し、ぎふ地産地消推進の店認定証（様式第７号）及び広報資材を提供するものとする。

（愛称等の使用）

第７条　推進の店の認定を受けた者は、その店舗等に設置するのぼり、看板等に推進の店の愛称及びシンボルマークを使用することができる。

（遵守事項）

第８条　推進の店の認定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）店内のよく見える場所に、ぎふ地産地消推進の店認定証を掲示すること。

（２）広報資材を活用して地産地消について広報を行い、積極的に地場産品の生産又は消費の拡大を図ること。

（３）前条の規定によりシンボルマークを使用するときは、岐阜市の定めるぎふ～どシンボルマークの使用に関する要綱(平成３１年２月１日決裁)を遵守すること。

（４）市長から推進の店の広報方法等について必要な改善を求められたときは、これに従うこと。

（周知）

第９条　市長は、市のウェブサイト、広報紙等を利用して、推進の店に関する情報について広く周知を図るものとする。

（有効期間）

第１０条　推進の店の認定の有効期間は、原則として推進の店の認定を受けた日の属する年度から起算して３年度とする。

２　前項に規定する有効期間は、第１３条の規定による認定の取消しがない限り、自動的に更新されるものとする。

（調査）

第１１条　市長は、必要に応じ、推進の店に対し現地調査を行うことができる。

２　推進の店の認定を受けた者は､前項の規定による調査に協力しなければならない。

（認定の辞退）

第１２条　推進の店の認定を受けた者は、推進の店の認定を辞退するときは、ぎふ地産地消推進の店認定辞退届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第１３条　市長は、推進の店の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、推進の店の認定を取り消すことができる。

（１）前条の規定による認定の辞退の届出があったとき。

（２）認定に係る推進の店を廃止又は休止したとき。

（３）推進の店が第４条に規定する認定の基準に該当しなくなったとき。

（４）この要綱の規定に反する行為があったとき。

（５）地場産品の消費者の信頼又は地場産品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、推進の店の認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により推進の店の認定を取り消したときは、ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書（様式第９号）により当該取消しを受ける者に通知しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

店舗等の区分	認定条件	認定基準
小売店	認定基準１は、必ず満たすこと。 認定基準２から４までのうち、２項目以上を満たすこと。	１　市内で営業していること。 ２　おおむね年間８か月以上の期間において、地場産品であることを表示して販売を継続していること。 ３　地場産品の売場を他の商品の売場と区別して設置し、地場産品であることを購入者に分かり易く表示していること。 ４　地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めていること。
直売所	認定基準１から３までは、必ず満たすこと。 認定基準４から６までのうち、２項目以上を満たすこと。	１　市内で営業していること。 ２　原則として有人販売を行っていること。 ３　年間１２日以上、地場産品を販売すること。 ４　地場産品であることを購入者

		に分かり易く表示していること。 5　販売する商品の数量又は金額のうち、推進地域内産の地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね５割以上であること。 6　販売する商品の数量又は金額のうち、地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね８割以上であること。
飲食店	認定基準１及び２は、必ず満たすこと。 認定基準３から５までのうち、２項目以上を満たすこと。	1　市内で営業していること。 2　食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。 3　年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。 4　推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。 5　地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。
宿泊施設	認定基準１及び２は、必ず満たすこと。 認定基準３から５までのうち、２項目以上を満たすこと。	1　市内で営業していること。 2　食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。 3　年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。 4　推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。 5　地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。
食品加工所	認定基準１は、必ず満たすこと。 認定基準２から４までのうち、２項目以上を満たすこと。	1　市内に事業所を置いていること。 2　地場産品（加工食品を除く。以下この項において同じ。）を主たる原材料とする加工食品を１品目以上製造していること（製造期

		間の半期以上において、地場産品を主たる原材料として使用していること。）。 3　加工食品の原材料表示、ラベル等に分かり易く表示する等、地場産品を原材料としていることについて消費者への広報をしていること。 4　地場産品を原材料とする加工食品を増やす意欲があること。

様式第１号（第５条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定申請書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者

住　　所

連 絡 先

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

氏　　名

※ 法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

下記の店舗等について、ぎふ地産地消推進の店の認定を受けたいので、各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、ぎふ地産地消推進の店の認定を受けたときは、この申請書に記載する事項について公開されることに同意し、要綱第１１条第１項の規定による調査に協力します。

記

店舗等名称	
所　在　地	〒　　－
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
ＳＮＳ及びホームページＵＲＬ	
認定を申請する業態・業種	小売店・直売所・飲食店・宿泊施設・食品加工所

様式第２号（第５条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（小売店用）

１　該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

<table>
<tr><th>認定基準</th><th colspan="2">申請項目</th></tr>
<tr><td rowspan="7">１　おおむね年間８か月以上の期間において、地場産品であることを表示して販売を継続していること。</td><td colspan="2">地場産品の取扱期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">地場産品売場の表示方法</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主な地場産品の販売品目</td><td>農産物</td></tr>
<tr><td>水産物</td></tr>
<tr><td>畜産物</td></tr>
<tr><td>野生鳥獣の食肉</td></tr>
<tr><td>加工食品</td></tr>
<tr><td rowspan="7">２　地場産品の売場を他の商品の売場と区別して設置し、地場産品であることを購入者に分かり易く表示していること。</td><td colspan="2">地場産品売場の設置方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">地場産品売場の表示方法</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主な地場産品の販売品目</td><td>農産物</td></tr>
<tr><td>水産物</td></tr>
<tr><td>畜産物</td></tr>
<tr><td>野生鳥獣の食肉</td></tr>
<tr><td>加工食品</td></tr>
<tr><td rowspan="5">３　地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めていること。</td><td rowspan="5">主な地場産品の販売品目</td><td>農産物</td></tr>
<tr><td>水産物</td></tr>
<tr><td>畜産物</td></tr>
<tr><td>野生鳥獣の食肉</td></tr>
<tr><td>加工食品</td></tr>
</table>

２　必須記載内容

今後の販売計画	
店舗のＰＲ（消費者へのメッセージ等）	

※１　上記１の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。

※２　「市内産農産物等の売場の写真」及び「生産地域証明・購入証明のできる書類の写し（購入伝票等）」を必ず添付してください。

※３　上記の記載内容は、推進地域の市町のホームページに掲載する場合があります。

様式第３号（第５条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（直売所用）

１　該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

認定基準	申請項目	
１　年間１２日以上、地場産品を販売すること。	年間の営業予定日数又は週間営業日数	
２　地場産品であることを購入者に分かり易く表示していること。（※３）	地場産品売場の表示方法	
３　販売する商品の数量又は金額のうち、推進地域内産の地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね５割以上であること。（※４）	主な推進地域内産地場産品の販売品目	農産物
		水産物
		畜産物
		野生鳥獣の食肉
		加工食品
４　販売する商品の数量又は金額のうち、地場産品の数量又は金額の占める割合がおおむね８割以上であること。（※４）	主な地場産品の販売品目	農産物
		水産物
		畜産物
		野生鳥獣の食肉
		加工食品

２　必須記載内容

今後の販売計画	
店舗のＰＲ（消費者へのメッセージ等）	

※１　上記１の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。
※２　上記の記載内容は、推進地域の市町のホームページに掲載する場合があります。
※３　売り場の写真を必ず添付してください。
※４　「生産地域証明・購入証明のできる書類写し（購入伝票・仕入票等）」及び「地場産品を使用していることの店内表示の写し（メニュー・看板等）」を必ず添付してください。

様式第４号（第５条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（飲食店・宿泊施設用）

１　該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

認定基準	申請項目
１　年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。	地場産品を使用した飲食物及び提供時期
２　推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。	使用している推進地域内産米の銘柄
３　地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。	今後増やしていこうと考えている地場産品

２　必須記載内容

今後の販売計画	
店舗のＰＲ（消費者へのメッセージ等）	

※１　上記１の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。

※２　上記の記載内容は、推進地域の市町のホームページに掲載する場合があります。

※３　「生産地域証明・購入証明のできる書類の写し（購入伝票等）」及び「地場産品の使用を明記したメニュー表の写し」を必ず添付してください。

様式第５号（第５条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書（食品加工所用）

１　該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

認定基準	申請項目
１　地場産品（加工食品を除く。以下同じ。）を主たる原材料とする加工食品を１品目以上製造していること（製造期間の半期以上において、地場産品を主たる原材料として使用していること。）。	地場産品を主たる原材料として使用している商品名
	使用している地場産品
２　加工食品の原材料表示、ラベル等に分かり易く表示する等、地場産品を原材料としていることについて消費者へのＰＲをしていること。	地場産品を原材料として使用している商品名
	使用している地場産品
	表示している項目
３　地場産品を原材料とする加工食品を増やす意欲があること。	今後増やしていこうと考えている商品名
	今後増やしていこうと考えている地場産品

２　必須記載内容

今後の販売計画	
店舗のＰＲ（消費者へのメッセージ等）	

※１　上記１の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。

※２　上記の記載内容は、推進地域の市町のホームページに掲載する場合があります。

※３　「商品写真」及び「生産地証明となるもの」を必ず添付してください。

様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

ぎふ地産地消推進の店認定結果通知書

様

各務原市長　　印

年　　月　　日付けのぎふ地産地消推進の店の認定に係る申請について、各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第６条第１項の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

認　定	業態・業種	小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所
	店舗等名称	
	所　在　地	
	認定年月日	年　　月　　日
不認定	理　　由	

様式第７号（第６条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定証

認定第　　号

様

地場産品を積極的に販売し、活用し、又はＰＲを行うことで地場産品の生産及び消費の拡大に努めていますので、ぎふ地産地消推進の店であることを認定します。

年　　月　　日

各務原市長　　印

様式第８号（第１２条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定辞退届

年　　月　　日

（あて先）各務原市長

申請者

住　　所

連 絡 先

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

氏　　名

※ 法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

このことについて、ぎふ地産地消推進の店の認定を辞退しますので、各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第１２条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

店　舗　等　名　称	
業　態　・　業　種（該当するものに〇を付 け る こ と 。）	小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所
辞　退　年　月　日	年　　月　　日
辞 退 す る 理 由	

様式第９号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書

様

各務原市長　　印

各務原市ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第１３条第１項の規定によりぎふ地産地消推進の店の認定を取り消しましたので、同条第２項の規定により通知します。

記

業態・業種	小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所
取消店舗等名称	
所在地	
取消年月日	年　　月　　日
取消理由	